

## 備前市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 備前市

事 業 名 : 備前市下水道事業(公共下水道事業)

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	備前 昭和62年3月27日 日生 平成5年3月31日 三石 平成14年3月25日	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用 平成26年4月1日)
処理区域内人口密度	22人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	3処理区(備前処理区、日生処理区、三石処理区)		
処 理 場 数	3処理場(備前浄化センター、日生浄化センター、三石浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	※過去に広域化・共同化・最適化を実施した場合は、その概要及び実施年度を記載すること。 該当なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	汚水に係る維持管理費と資本費の一部を基本使用料及び超過使用料からなる累進使用料体系としている。						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	業務用の料金は無し						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし						
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,635	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,850	円
	平成26年度	3,802	円		平成26年度	3,627	円
	平成27年度	3,802	円		平成27年度	3,991	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	9名(2名水道事業と兼務)
事業運営組織	※過去に水道部局との統合等、下水道事業の経営健全化を目的とした組織体制の再編を実施した場合には、概要及び実施年度も記載すること。 まちづくり部—上下水道課-下水道係、業務係 H26まで まちづくり部—下水道課-工務係、施設係、業務係 H27 まちづくり部—上下水道課-下水道工務係、下水道施設係、業務係(水道部門と統合) H28 まちづくり部—上下水道課-下水道係、水道係、業務係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場、ポンプ場及びマンホールポンプの維持管理業務を委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	(備前浄化センター)太陽光発電のために屋根を貸している

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

補足は特になし

## 2. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。

常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営するものとする。「水環境の改善」や「浸水被害の軽減」に取り組み、「市民の皆さまが快適な生活が送れるまち」の実現を目指します。そのために、補助事業を活用して未整備地区の管渠整備を計画的に進め、下水道の整備を促進するとともに、供用開始区域では水洗化率の向上を図るため、未接続世帯へ水洗化に向けた啓発活動を実施し水洗化の促進を図ります。また、長寿命化計画を策定し、老朽化が進む管渠を計画的に更新するとともに、地震等の災害に備え耐震診断に取り組んだり、管渠の定期的な保守点検を実施し維持管理の適正化に努めます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(対象施設、時期、金額等)に記載すること。

- ・投資の目標に関する事項・・・面整備を計画通り見込み、老朽化施設・管渠については順次更新していく
- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項・・・老朽化施設・管渠については更新を、面整備については管渠築造を盛り込んだ
- ・広域化・共同化・最適化に関する事項・・・該当なし
- ・投資の平準化に関する事項・・・更新事業が他のセグメントとなるべく同じ年にならないように、重なる部分については工期を長めにこり平準化した
- ・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)・・・該当なし
- ・防災・安全対策に関する事項・・・老朽化施設・管渠について更新を盛り込んだ
- ・その他・・・特になし

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

- ・財源の目標・・・基準内繰入により経常収支比率が100以上になるように取り組んでいる
- ・補助金・企業債に関する事項  
管渠埋設事業、長寿命化事業、機能強化事業及び施設更新事業にあたっては、社会資本整備総合交付金を活用し、残りの市負担分については、市債を充当することとし事業を進めます。  
市債に関しては元金均等償還とし、償還額の削減に努めます。
- ・繰入金に関する事項・・・元利償還金分を基準内外合わせて繰入予定
- ・資産の有効活用に関する事項・・・施設の屋根を貸付。話がまとまれば空き地スペースも貸付可能だが、現段階では相手方の状況が不透明なため見込んでいない
- ・使用料・・・人口推移と水洗化人口推移を考慮した結果、どちらも同程度の減少率であったため水洗化人口変動率を採用し、毎年対前年度比98.43%とした。これに接続増等による見込みを勘案し、H26からH28.11までの実績から毎年対前年度比100.82%をさらに考慮し算出した。その上で、経常収支比率が100以上である事、昨今の社会情勢(賃金の上昇が見込めない)などから、料金改定は市民生活の圧迫とならうため見込まないこととした
- ・その他・・・特になし

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

- ・民間の活力・・・現段階で取り組めるものがないので盛り込んでいない
- ・職員給与費に関する事項  
現在係全員が主査級以上となっているところを主事・主任と入れ替えをし、さらにH36年度面整備終了後は2名減とし、必要最低限の人数を確保しつつ人件費を抑えるようにしている
- ・動力費に関する事項  
主要設備のインバータ制御化や、更新時に低動力設備導入を検討する
- ・薬品費に関する事項  
実験の結果一番安く効果のあるものを使用するようにしている(前々年度決算時より継続)
- ・修繕費に関する事項  
効果的な修繕方法や実施の検討や、更新時の機種選定の検討により修繕費の抑制を図る
- ・委託費に関する事項  
市内の浄化センターを共同管理し委託費の抑制を図ることを検討する
- ・その他・・・特になし

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>検討時期) H17～18</p> <p>検討内容) ①三石浄化センターは吉永浄化センターで処理している汚泥を受け入れる余裕があるため、吉永浄化センターを中継ポンプ場とし、そこに集まった汚泥を三石浄化センターに送って処理し、吉永浄化センターの維持管理費を削減する事を検討した。 ②日生浄化センターは頭島浄化センターで処理している汚泥を受け入れる余裕があるため、頭島浄化センターを中継ポンプ場とし、そこに集まった汚泥を日生浄化センターに送って処理し、頭島浄化センターの維持管理費を削減する事を検討した。</p> <p>検討結果) ①距離が長い為、事業費が多大にかかるので断念した。 ②日生の架橋担当者に添架するスペースがないと却下され断念した→検討出来る状況になれば再度検討予定。</p>
投資の平準化に関する事項	長寿命化・更新の平準化計画をH31までに策定する予定
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	検討出来る事項は委託料しかないが、委託は合特法の関係により検討が困難である。
その他の取組	該当なし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	下水道事業の財政状況、その時の繰入可能額、その他市を取り巻く環境を踏まえながら随時検討していく。
資産活用による収入増加の取組について	話がまとまれば空き地スペースも貸付可能だが、現段階では相手方の状況が不透明なため見込んでいない
その他の取組	水道に加入していない利用者に係る滞納額が多いことから、滞納対策を強化し収納率の向上を目指します(悪質滞納の弁護士への徴収委託等の検討)。また、使用料収入の増加を目指し現在も行っていますが、未水洗化家屋に対して戸別訪問し、水洗化普及啓発活動を行い水洗化の向上を図ります。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設維持管理委託について、公共下水道事業、特別環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業等の施設管理の統合による維持管理委託費の軽減を検討する
職員給与費に関する事項	投資・財政計画(収支計画)に反映済 (現在係全員が主査級以上となっているところを主事・主任と入れ替えをし、さらにH36年度面整備終了後は2名減とし、必要最低限の人数を確保しつつ人件費を抑えるようにしている)
動力費に関する事項	主要機器のインバータ制御等により効率的な運転を行うとともに、設備更新時に小動力機器を採用するよう検討する
薬品費に関する事項	汚泥脱水用の高分子凝集剤のピーカーテスト等の実施により、効果的な薬品選定に努めるとともに、高分子凝集剤と凝集助剤及び処理水のりん対策用のポリ硫酸第二鉄溶液の購入方法に競争入札を導入し薬品費の抑制を図る。
修繕費に関する事項	施設の老朽化に伴う故障件数の増加が予想されるが、修繕の効果的な方法や更新時の機種選定により修繕費の抑制を図る。
委託費に関する事項	施設維持管理委託について、公共下水道事業、特別環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業等の施設管理の統合による維持管理委託費の軽減を検討する。合特法関係業者(6社)で市内の浄化センターを共同管理できるか検討中
その他の取組	該当なし

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方について記載すること。</p> <p>前年度決算終了～翌年度予算作成の間に、現状・その他の環境を踏まえ、見直し・更新していく</p>
---------------------	---